内部統制システム構築の基本方針

１．当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、社会の一員である法人企業として、法令遵守及び倫理維持（コンプライアンス）の徹底は、存続上、極めて重要な経営課題と認識しており、すべての取締役及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

(1) 当社及び子会社のすべての取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「ラックランドクレド（信条）」を定め、すべての取締役及び従業員がそれを常時携帯しその精神を浸透させることにより、透明な企業風土の構築に努めております。

(2) これらの体制を監視し、見直し、改善することを目的に、コンプライアンス・リスク管理規程を制定し、社外の専門家を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を通じ、横断的なコンプライアンス体制の強化に努めます。

(3) 当社及び子会社のコンプライアンスに関する通報・相談窓口として当社の監査等委員会直轄の内部監査室を設置し、その任に当たっては通報（相談）者の保護の徹底を図ります。なお、通報（相談）の内容に応じて、社内外の機関（顧問弁護士、公認会計士、監査等委員会、取締役、管理本部長等）と協議して適切な対応を図ります。

(4) 内部監査室は、定期的に実施する内部監査を通じて、当社及び子会社における業務活動及び諸制度（社内規程等）が適法かつ適正妥当に遂行されているかを監査し、監査結果を当社監査等委員会へ報告したうえで、当社の被監査部門及び子会社の代表取締役への監査結果通知、並びに対策・改善指示を行い、対策・改善状況についての調査・確認によりコンプライアンス体制の強化を図ります。なお、コンプライアンス・リスク管理委員長は、監査結果が重要であると判断した場合は、コンプライアンス・リスク管理委員会を招集し速やかに対処し、再発防止策を策定します。

(5) 監査等委員会は、上記(4)の内部監査室による監査結果や対策・改善状況等及びコンプライアンス・リスク委員会による再発防止策等について報告を受け、必要に応じて、具体的な指示や助言を行います。

２．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社及び子会社の取締役は、その職務の執行に係る以下の文書その他の重要な情報を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存及び管理を行います。

① 株主総会議事録と関連資料

② 取締役会議事録と関連資料

③ 取締役が主催するその他の重要な社内会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く）あるいは執行役員（従業員資格）を決裁者とする決裁書類及び付属書類

⑤　その他取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に関する重要な文書

(2) 子会社の取締役は、関係会社管理規程の定めに基づき、職務執行に係る事項等を報告し、必要に応じて子会社における取締役会議事録等の写しを当社に提出します。

(3) 上記(1)の文書に係る保存及び管理の責任者として、当社は管理本部長、子会社は代表取締役を任命します。当社及び子会社の各責任者は、これらの文書を法令及び文書取扱規程等に基づき定められた期間保管するとともに、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員会からの閲覧要請に速やかに対応できる体制を整備します。

３．当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、様々な損失の危険（リスク）に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前の適切な対応策の準備等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を図ります。

(1) これらの体制を監視し、見直し、改善することを目的に、コンプライアンス・リスク管理規程を制定し、事業上のリスク管理体制を定め、常時リスクに対する意識の向上に努めます。

(2) 当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社の社内外で想定される潜在リスクを整理し、未然の対策を推進し、当社及び子会社の一層のリスク管理体制の強化を図ります。

(3) 当社の内部監査室は、定期的に実施する内部監査を通じて、当社及び子会社におけるリスクの管理状況を監査し、調査結果あるいは監査結果を当社監査等委員会に報告したうえで、当社は被監査部門へ、子会社は代表取締役へ監査結果通知並びに対策・改善指示を行い、対策・改善状況についての調査・確認によりリスク管理体制の強化を図ります。なお、コンプライアンス・リスク管理委員長は調査結果あるいは監査結果が重要であると判断した場合は、当社の取締役会及び監査等委員会に報告をし、その内容に応じて顧問弁護士、公認会計士等と協議して適切な対応を図ります。

４．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役は、グループの経営基本方針に基づき策定した連結年度計画及び連結中期経営計画の達成のために行動し、各社の管掌部門が当初の予定どおりに進捗しているか確認をし、取締役会等の重要な社内会議に報告をします。

なお、その職務の執行に関しては、職務権限規程、業務分掌規程や関係会社管理規程等に基づき権限の委譲を行っております。さらに、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には事前に議題に関する十分な資料を取締役及び従業員に配布する体制を整備します。

５．当社及び関係会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 原則として、当社の取締役及び従業員が関係会社の取締役もしくは監査役として就任し、関係会社における業務の適正性を監視できる体制を整備します。

(2) 関係会社の事業の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定め、当該規程に則り関係会社の取締役等は、関係会社の業務及び取締役等の職務の執行状況を定期的に当社の取締役会等へ報告をします。

(3) 当社企業グループのコンプライアンス及びリスク管理体制を確立し適切に運用することを目的としてコンプライアンス・リスク管理規程を定め、当該規程に則りコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社企業グループの横断的なコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を図ります。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことに関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携が保持される体制を整備し、職務執行の効率性及び実効性を高めます。

また、監査等委員会は必要に応じて、取締役会にその職務を補助すべき従業員を置くことを要請することができ、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、速やかに必要な人員を配置します。なお、当該従業員は監査等委員会スタッフ業務に関して監査等委員会の指揮命令下に置くものとします。その場合、取締役会は、当該従業員の人事について任命、異動、評価、賃金等の問題も含め、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保します。

7．取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員が監査等委員会に報告するための体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 原則として、監査等委員は重要な社内会議に出席します。当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員（従業員資格）は、取締役会等の重要な社内会議において担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、会社の重要事項については監査等委員会に都度速やかに報告を行います。

(2) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や重大な違反行為を発見したとき、速やかに当社の監査等委員会に報告します。

(3) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、監査等委員会の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行います。

(4) 内部通報制度運用規程を制定し、当社の内部監査室及び当社と利害関係を有さない社外の弁護士を受付者とする当社及び子会社の共通の複数の内部通報窓口を設置し、適切な運用管理を通じ、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への迅速な報告体制を整備します。

(5) 子会社の取締役及び従業員は、上記(4)の内部通報窓口の利用のほか、当社及び子会社の取締役、従業員のコンプライアンス違反等について、監査等委員会へ直接に報告を行うことができます。

(6) 上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。内部通報制度運用規程において内部通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し適切な運用を行います。

８．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会の監査業務の実施に当たり必要と認める場合、監査等委員は自らの判断で、弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用することができる体制をとっております。

(2) 監査等委員から職務執行について生じた費用等の前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとします。

９．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の一員である法人企業として、反社会的勢力の排除に向け、すべての取締役及び従業員が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。この方針の下、反社会的勢力と関わることはいかなる形であっても絶対にあってはならないと認識し、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わない」ことを行動指針として掲げております。具体的には、所轄の警察署を主導とする地区の企業を対象とした、新宿地区特殊暴力防止対策協議会に入会し、不当要求等の反社会的勢力の動向、対処方法について学び、反社会的勢力排除に向け、積極的に取り組んでいます。また、実際に事柄が起きた場合には、すぐに所轄の警察署へ連絡・相談を行い、警察署指導の下、対処をする体制を整備しています。

また、当社及び子会社は統一の「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、反社会的勢力との関係を持たないことを確認するとともに、企業活動上の各取引等に際して、相手先が反社会的勢力ではないことを確認するほか、「反社会的勢力からの不当要求に関する対応要領」を整備し、反社会的勢力の徹底的な排除に取り組んでいます。

以上

付則

１．2006年５月29日制定
２．2015年４月30日改定
３．2016年３月30日改定
４．2019年３月28日改定
５．2024年８月30日改定